

「生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令（案）」等の概要

令和2年1月24日

経済産業省経済産業政策局産業創造課新規事業創造推進室
金融庁企画市場局総務課保険企画室

1. 趣旨

先般、個人間で相互扶助する小規模な共済を組成し、その共済のリスクを少額短期保険業者に移転する P2P (peer to peer) 保険に関する実証を計画する事業者から、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号。以下「特措法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づいて、保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）第 1 条の 7 第 4 号に係る新たな規制の特例措置の求めがなされました。

※ 本件に係る新技術等実証計画の具体的な内容につきましては、内閣官房日本経済再生総合事務局ウェブサイトをご参照下さい

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>。

これを受けて、新たな規制の特例措置を講ずるため、生産性向上特別措置法施行令（平成 30 年政令第 181 号。以下「特措法施行令」という。）の改正案及び当該特措法施行令の規定に基づく内閣府令案を取りまとめましたので、公表します。具体的な概要は以下のとおりです。

2. 具体的な規制の概要

(1) 「生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令（案）」の概要

特措法第 12 条第 1 項に規定する認定新技術等実証実施者が、同法第 13 条第 2 項に規定する認定新技術等実証計画に従って、保険契約者の総数が千人を超えない範囲内において内閣府令で定める数を超えない保険事業であって、その保険金額が一の保険契約者につき八十万円を超えない範囲内において内閣府令で定める金額を超えないものにおいて、当該保険事業の保険者及び保険契約者（いずれも当該認定新技術等実証実施者が同法第 2 条第 2 項第 1 号の同意を得た者に限る。）に対し、当該認定新技術等実証計画に記載された次に掲げる新技術等（同号に規定する新技術等をいう。）を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 18 項に規定する少額短期保険業者（当該認定新技術等実証実施者が特措法第 2 条第 2 項第 1 号の同意を得た者に限る。）に関する保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）第 1 条の 7 の規定の適用については、当該再保険契約に係る再保険（再保険金額が、千万円を超えないものに限る。）は、同条第 4 号に掲げる再保険に該当しないものとみなすこととする、新たな規制の特例措置を講ずる方向で対応します。

- ① 保険金の支払の請求及びその承諾その他の当該保険事業に関する意思の表示を情報システムにより行うことができること
- ② 保険料の收受及び保険金の支払（保険者の承諾があったものに限る。）の手續を情報システムにより自動的に行うことができること
- ③ 保険契約者相互の間において、保険金の支払の実績及び当該実績に応じた保険料の割引率その他の保険事故の発生を抑制に資するものとして内閣府令で定

める情報を、情報システムにより共有することができること

(2) 「生産性向上特別措置法施行令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数等を定める内閣府令（案）」の概要

特措法施行令の規定に基づき、当該特措法施行令において内閣府令で定める事項を定める内閣府令を次のように定める。

- ① 上記（1）本文中の内閣府令で定める数は、百人とする。
- ② 上記（1）本文中の内閣府令で定める金額は、十万円とする。
- ③ 上記（1）③の内閣府令で定める情報は、次に掲げるものとする。
 - ・ 保険金の支払の実績
 - ・ 保険金の支払の実績に応じた保険料の割引率その他の保険料の割引又は割戻しに関する情報
 - ・ 保険事故の発生の抑制に資する一定の人的関係を構築するための情報

3. 今後のスケジュール（予定）

意見募集：令和2年1月24日～令和2年2月23日

意見募集の結果公示：公布と同時期

公布期日：令和2年3月

施行期日：公布と同日